○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

昭和４３年１０月１日

規則第９号

改正　昭和45年12月16日

昭和49年12月26日

昭和49年12月26日

昭和50年12月24日

昭和52年12月27日

昭和53年12月26日

昭和54年12月26日

昭和56年3月31日

昭和59年12月27日

昭和60年3月29日

昭和60年12月27日 規則第2号

昭和62年3月30日　規則第3号

平成20年3月28日　規則第4号

平成30年10月29日 規則第3号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４３年条例第１９号。以下「条例」という。）第２条の２第２項ただし書、第４条第８項、第８条ただし書、第１５条、第１９条第８項、第２０条第２項、第２２条の２第１項、第２３条、附則第２条の３第１項から第３項まで及び附則第３条第１項から第３項までの規定に基づき、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続きその他条例の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則で「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「実施機関」、「認定委員会」、「補償基礎額」、「福祉事業」又は「審査会」とは、それぞれ条例第１条、第２条、第２条の２第１項、第３条第１項、第４条第１項、第５条、第１７条又は第１９条第１項に規定する災害、補償、職員、通勤、実施機関、認定委員会、補償基礎額、福祉事業又は審査会をいう。

（公務上の災害の範囲）

第２条の２　公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第１に掲げる疾病とする。

（通勤による災害の範囲）

第２条の３　通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

（１）　通勤による負傷に起因する疾病

（２）　前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

（日常生活上必要な行為）

第２条の４　条例第２条の２第２項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

（１）　日用品の購入その他これに準ずる行為

（２）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第１５条の６第３項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

（３）　病院又は診療所において診療又は治療を受けることその他これに準ずる行為

（４）　選挙権の行使その他これに準ずる行為

（災害の報告）

第３条　実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

（認定及び通知）

第４条　実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは様式第１号、通勤により生じたものであると認定したときは様式第２号により、補償を受けるべき者に速やかに条例第３条第２項の規定による通知をしなければならない。

２　実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

（１）　実施機関の長の職氏名

（２）　被災職員の氏名

（３）　傷病名

（４）　災害発生年月日

（５）　公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

（認定委員会）

第５条　認定委員会は、委員長が招集する。

２　認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

３　認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

４　前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。

５　委員長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

６　前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が定める。

第２章　補償及び福祉事業

（療養の方法）

第６条　療養補償たる療養は、組合長の指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定医療機関」という。）又は組合長の指定する訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）において行う。

（給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償）

第７条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため、勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の１００分の６０に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額（当該療養の開始後１年６月を経過している場合において、条例第５条の３第１項の規定により組合長が最高限度額として定める額（以下この条において単に「最高限度額」という。）を補償基礎額とすることとされている場合にあっては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額）に満たないときは当該満たない額（当該療養の開始後１年６月を経過している場合において、当該満たない額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額）の１００分の６０に相当する額を休業補償として支給する。

（休業補償を行わない場合）

第７条の２　条例第８条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）　懲戒、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和２３年法律第１６８号）第５６条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和２７年法律第２８６号）第２条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

（２）　少年法第２４条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第１７条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

（介護補償に係る障害）

第７条の３　条例第１０条の２の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第２に定める障害とする。

（葬祭補償の額）

第７条の４　条例第１５条に規定する規則で定める金額は、３１万５千円に補償基礎額の３０倍に相当する額を加えた金額とする。

（補償の請求方法）

第８条　補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第１０条において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、様式第３号から様式第１７号までによる補償の請求書を、職員の勤務する公署（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した公署）を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、第６条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

（遺族補償年金の請求の代表者）

第９条　遺族補償年金を受ける権利を有する者が２人以上あるときは、これらの者は、そのうちの１人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

２　遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

（補償の支給方法）

第１０条　実施機関は、補償の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求者に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第１１条　条例第１６条において例によることとされる地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第３５条第１項又は第２項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、様式第２２号又は様式第２３号による申請書（遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する場合にあつては、これらの申請書及び年金証書）を実施機関に提出しなければならない。

２　実施機関は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行つた者に速やかに書面で、その旨を通知しなければならない。

（年金証書）

第１２条　実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて様式第１８号による年金証書を交付しなければならない。

２　実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要が生じた場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

３　実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第１３条　年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を実施機関に請求することができる。

２　年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第１４条　年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

（定期報告）

第１５条　年金たる補償を受ける者は、毎年１回２月１日から同月末日までの間に、様式第１９号から様式第２１号までにより、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

（届出）

第１６条　年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

（１）　氏名又は住所を変更した場合

（２）　傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア　その負傷又は疾病が治つた場合

イ　その障害の程度に変更があつた場合

（３）　障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合

（４）　遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア　条例第１３条第１項（同項第１号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ　その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ウ　遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が５５歳に達したとき（条例第１２条第１項第４号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は条例第１２条第１項第４号に規定する障害の状態になり若しくはその事情がなくなつたとき（５５歳以上であるときを除く。）

２　補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

３　前２項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

（福祉事業の種類）

第１７条　条例第１７条第１項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

（１）　外科後処置に関する事業

（２）　補装具に関する事業

（３）　リハビリテーションに関する事業

（４）　休養に関する事業

（５）　アフターケアに関する事業

（６）　休業援護金の支給

（７）　在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業

（８）　在宅介護のための住宅に関する事業

（９）　奨学援護金の支給

（１０）　就労保育援護金の支給

（１１）　傷病特別支給金の支給

（１２）　障害特別支給金の支給

（１３）　遺族特別支給金の支給

（１４）　障害特別援護金の支給

（１５）　遺族特別援護金の支給

（１６）　傷病特別給付金の支給

（１７）　障害特別給付金の支給

（１８）　遺族特別給付金の支給

（１９）　障害差額特別給付金の支給

（２０）　長期家族介護者援護金の支給

（２１）　身体障害者用自動車に関する事業

２　条例第１７条第２項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

（１）　公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業

（２）　公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業

（３）　公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

（福祉事業の実施）

第１８条　実施機関は、福祉事業を行うに当たつては、その内容について組合長と協議しなければならない。

（福祉事業の申請等）

第１９条　条例第１７条第１項の福祉事業を受けようとする者は、実施機関の定めるところにより、申請書を実施機関に提出しなければならない。

２　実施機関は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

第２０条　削除

第３章　審査会

（審査会の招集等）

第２１条　審査会は、会長が招集する。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。

４　前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。

５　会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

６　前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

（審査の申立て）

第２２条　補償の実施について不服がある者が条例第１８条第１項の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

２　前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副２通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

（１）　災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職並びに所属部局

（２）　申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその職員との続柄又は関係

（３）　補償に関する議長、組合長又は任命権者の措置

（４）　申立ての趣旨

（５）　代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

（６）　請求の年月日

３　審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、その都度、その旨を速やかに審査会に届け出なければならない。

第４章　雑則

（第三者の行為による災害についての届出）

第２３条　補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、実施機関に届け出なければならない。

（旅費の支給）

第２４条　条例第２０条第１項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、香南香美老人ホーム組合一般職の職員の旅費に関する条例（平成１７年条例第６号）の規定を準用する。

（通勤による災害に係る一部負担金）

第２４の２　条例第２２条の２第１項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　第三者の加害行為によつて通勤による災害を受けた者

（２）　療養開始後３日以内に死亡した者

（３）　休業補償を受けない者

（４）　同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者

２　条例第２２条の２第１項に規定する規則で定める金額は、２００円（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第２項に規定する日雇特例被保険者である職員にあつては、１００円）とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額のときはその額）に相当する額とする。

（審査の申立ての教示）

第２５条　実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第２２条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

（公署の長の助力等）

第２６条　補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合は、職員の勤務する公署の長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

２　職員の勤務する公署の長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

３　前２項の規定は、条例第１７条第１項の福祉事業を受けようとする者について準用する。

（記録簿）

第２７条　実施機関、災害補償記録簿及び福祉事業記録簿（様式第２４号）並びに年金記録簿（様式第２５号）を備え、必要な事項を記入しなければならない。

附　則

１　この規則は、昭和４３年１０月１日から施行する。

２　第７条の２の規定による金額が補償基礎額の６０倍に相当する金額に満たないときは、条例第１５条に規定する規則で定める金額は、当分の間、第７条の２の規定にかかわらず、補償基礎額の６０倍に相当する金額とする。

３　条例附則第２条の３第１項の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申出は、障害補償年金の最初の支払に先立つてしなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があつた場合であつても、実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して１年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

４　前項の申出は、同一の災害につき２回以上行うことができない。

５　障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ条例附則第２条の２の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金が、条例第１６条において例によることとされる地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２９条第６項の規定によるものである場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあつては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の１,２００倍、１,０００倍、８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第３項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の１,２００倍、１,０００倍、８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

６　障害加重の場合の障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（１）　加重前の障害の程度が条例別表第２に定める第７級以上の等級に該当する場合　加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第２条の２の表の下欄に掲げる額から、加重前の障害の等級に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額を差し引いた額

（２）　加重前の障害の程度が条例別表第２に定める第８級以下の等級に該当する場合　加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第２条の２の表の下欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則（昭和４２年自治省令第２７号）第２７条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第９条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

７　障害補償年金は、附則第３項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

（１）　当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金に係る支払期月から１年を経過する月以前の各月（附則第３項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額

（２）　前号の支払期月から１年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、１００分の５に当該支払期日以後の経過年数（当該年数に１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に１を加えた数で除して得た額

８　前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して１年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の金額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して１年に越える場合にあつては、当該傷害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に１００分の５に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に１を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

９　条例附則第３条第１項の規定による遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立つてしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があつた場合であつても、実施機関の行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して１年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

１０　前項の申出は、同一の災害につき２回以上行うことができない。

１１　第９条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が２人以上あるときにおける遺族補償年金前払一時金の請求及び受領について準用する。

１２　遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の１,０００倍、８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、附則第９項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の８００倍、６００円、４００円又は２００倍に相当する額のうち、補償基礎額の１,０００倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

１３　遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が２人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

１４　遺族補償年金は、附則第９項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第４条の２第２項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第９項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第４条の２第２項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第１８項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第９項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

（１）　当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金に係る支払期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に附則第９項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について条例附則第４条の２第４項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金に係る支払期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から１年を経過する月以前の各月（附則第９項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

（２）　前号の支払期月から１年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、１００分の５に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に１を加えた数で除して得た額

１５　前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して１年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して１年を越える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に１００分の５に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に１を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

１６　実施機関は、条例附則第２条の３第３項、附則第３条第３項及び附則第４条の２第４項の支給停止期間が満了したときは、速やかに当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。

１７　年金たる補償を受ける者は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について条例附則第５条に掲げる年金たる給付が支給されることとなつた場合、その給付の額が変更された場合又はその支給を受けられなくなつた場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、すみやかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

１８　第１５条及び第１６条の規定は、条例附則第４条の２第２項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族で支給停止解除年齢に達しないものがある場合について準用する。この場合において、第１５条中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と、「基礎となる遺族」とあるのは「基礎となる遺族（条例附則第４条の２第２項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）」と、第１６条第１項中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と読み替えるものとする。

附　則（昭和４５年１２月１６日）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４５年１１月１日から適用する。

附　則（昭和４９年１２月２６日）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４８年１２月１日から適用する。ただし、第７条の２の改正規定は、昭和４８年９月１日から、第１８条の改正規定は、昭和４８年４月１日から適用する。

附　則（昭和４９年１２月２６日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）（第７条の２を除く。）規定は、昭和４９年１１月１日から適用する。

３　新規則第７条の２の規定は、昭和４９年４月１日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

４　昭和４９年４月１日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償に関する議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和４８年１０月３０日自治給第６８号）附則第２項の規定の適用については、同項中「改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則」とあるのは、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和４９年１０月２５日自治給第５４号）による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則」とする。

附　則（昭和５０年１２月２４日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第７条の２の規定は、昭和５０年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

３　適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償に関する議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則附則第２項の規定の適用については、同項中「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則」とあるのは、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則」とする。

４　適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第７条の２の規定による金額により支給されたもの又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則附則第４項により読み替えて適用される議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則附則第２項の規定による金額により支給されたもの（その額が２５万円未満であるものに限る。）の支払は、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第７条の２の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

附　則（昭和５２年１２月２７日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第７条の２、第１２条、第１５条、第１６条並びに附則第２項及び第９項の規定は、昭和５２年４月１日から適用する。

３　新規則第７条の２及び附則第２項の規定は、昭和５２年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

４　適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償でこの規則の施行日前に支給されたもの（その額が３０万円未満であるものに限る。）があるときは、その支払は、新規則第７条の２の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

５　議会の議員その他常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（昭和４９年４月２日）を次のように改正する。

附則第２項を削り、附則第１項の順番号を削る。

附　則（昭和５３年１２月２６日）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５３年４月１日から適用する。

附　則（昭和５４年１２月２６日）

１　この規則は、昭和５４年４月１日から施行する。

２　改正後の第７条の２の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

附　則（昭和５６年３月３１日）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５９年１２月２７日）

この規則は、昭和５９年１０月１日から施行する。

附　則（昭和６０年３月２９日）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年１２月２７日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年３月３０日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年３月２８日規則第４号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１０月２９日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条の２関係）

１　公務上の負傷に起因する疾病

２　物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

（１）　紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患

（２）　赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患

（３）　レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患

（４）　マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患

（５）　組合長の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

（６）　高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病

（７）　気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症

（８）　暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症

（９）　高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷

（１０）　寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷

（１１）　著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患

（１２）　超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死

（１３）　前各号に掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

３　身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

（１）　重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱

（２）　重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛

（３）　チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

（４）　せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群

（５）　前各号に掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

４　化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

（１）　組合長の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、組合長が定めるもの

（２）　ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

（３）　すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

（４）　たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

（５）　木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

（６）　綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患

（７）　空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

（８）　前各号に掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

５　粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は組合長の定めるじん肺の合併症

６　細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

（１）　患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

（２）　動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ病、炭そ病等の伝染性疾患

（３）　湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症

（４）　屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病

（５）　前各号に掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

７　がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

（１）　ベンジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

（２）　ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

（３）　４－アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

（４）　４－ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

（５）　ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

（６）　ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

（７）　石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

（８）　ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病

（９）　塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ

（１０）　放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん

（１１）　すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

（１２）　前各号に掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

８　前各項に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

別表第２（第７条の３関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 介護を要する状態の区分 | 障害 |
| 常時介護を要する状態 | 1　神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの  2　胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの  3　前2号に掲げるもののほか、条例別表第1に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの |
| 随時介護を要する状態 | 1　神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの  2　胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの  3　条例別表第1に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの |